（解説）

⑴　「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の具体例（第１項）

本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。

①　店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け（第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある。以下同じ。）

②　パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③　ホームページへの継続的な掲載

④　本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ファックス等による送付

⑤　本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答

⑵　「通知」の方法の具体例（第２項及び第３項）

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知

②　口頭による通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法24条、施行令５条、金融分野ガイドライン14条）

（開示）

第16条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

２　協会員は、前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明するものとする。

（解説）

⑴　「開示の求めを行った者が同意した方法」の具体例（第１項）

例えば、次のような方法がある。

①　電話による方法

⑵　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第１項第２号）

例えば、次のような場合が該当する。

①　与信審査内容等、協会員が付加した情報の開示請求を受けた場合

②　保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合

③　企業秘密が明らかになるおそれがある場合

④　同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって、他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例（第１項第２号）

例えば、開示すべき個人データの量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。

⑷　「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第１項第３号）

例えば、犯罪収益移転防止法第９条第１項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第２項の規定に違反する場合

⑸　「通知」及び「説明」の方法の具体例（第２項）

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知

②　口頭による通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法25条、施行令６条、金融分野ガイドライン15条）

（訂正等）

第17条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（解説）

⑴　「訂正等」について

①　訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。

②　訂正等は、保護法に基づくものであり、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。

⑵　「通知」及び「説明」の方法の具体例（第２項）

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知

②　口頭による通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法26条、金融分野ガイドライン16条）

（利用停止等）

第18条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第６条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第８条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　協会員は、第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。

（解説）

○　「通知」の方法の具体例（第３項）

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知

②　口頭による通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法27条、金融分野ガイドライン17条）

（理由の説明）

第19条　協会員は、第15条第３項、第16条第２項、第17条第２項及び前条第３項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めなければならない。